

「民間人材（塾講師）による専科指導研究事業」 業務委託仕様書

1 委託事業名

民間人材（塾講師）による専科指導研究事業

2 目的

小学校算数科の専科指導における外部人材として塾や予備校等の講師（以下、塾講師という。）を活用し、児童の学力向上への効果を検証するとともに、塾講師の指導力の状況や外部人材の導入上の課題等を調査研究する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

4 委託内容

(1) 授業を実施する講師の選定・配置

ア 選定の要件

- ・塾講師は、単独で指導する（担任は生徒指導面での対応・補助のみとする。）ことから、教員免許状を有することが望ましい。
- ・塾講師が教員免許状を有していない場合は、特別免許状交付申請を行うことができるので、3月24日（金）までに学習指導課に相談すること。
- ・企画提案書提出の際、担当講師が作成した学習指導案を添付する。
- ・勤務成績良好で学習指導に優れており、生徒指導面、教員とのコミュニケーション能力にも優れた人物を、受託者が推薦すること。
- ・受託者は、担当講師の指導の状況を確認するため、管理職等による視察を適宜行うこと。
- ・受託者は、担当講師の資質向上に向けた研修を適宜行うこと。
- ・担当講師に事故等があった場合、同水準の講師を補充することができるよう、予め補欠講師（1名程度）を選定しておくこと。

イ 配置の要件

- ・小学校5学年の算数科の指導に、塾講師を配置する（全3校）。
- ・塾講師は、以下の3校に1名ずつ配置する。
流山市、佐倉市、市原市の公立小学校
- ・指導対象児童の中に、配置する塾講師が塾で担当する者がいないよう配慮する。
- ・期間は、1学期（6～7月）、2学期（11～12月）にそれぞれ20日間程度、また、児童との関係構築のための期間（1学期授業開始前に10時間程度）を含め、年間50日程度とする。なお、詳細は学校及び委託者と協議の上決定する。
- ・勤務は週5日とし、1日2～3学級（5年生全学級）を指導する。また、授業以外の時間は、教材研究・教材作成等に充てる。
- ・サービスについては、学校設置市町村や勤務校の規則に従うものとする。

(2) 塾講師による授業の実施

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、配置される学校で使用している教科書に基づいて授業を行う。
- ・授業は塾講師単独で行うこととする。
- ・指導する内容（単元）は、以下のとおりとする。
小数のわり算、合同な図形、単位量当たりの大きさ、分数のわり算、割合

- ・授業の実施に当たっては、当該校の年間指導計画に基づき、指導計画の立案及び教材の作成を行う。
- ・授業のほか、単元導入でのレディネスチェック用テスト、家庭学習用教材、単元末の評価テストの作成及び実施、採点等も行う。

(3) 事業実施に当たっての管理体制の構築

- ・授業を担当する講師3名の他、統括管理者1名を置くこととする。
- ・統括管理者は、本事業全体を統括する立場として、講師のサービスの監督及び勤務の調整、授業の進捗状況の把握と調整等、事業の運営面の管理を行う。

(4) 実施終了後の実績報告書の提出

- ・本事業終了後、所定の様式により、実績報告書を令和6年2月29日（金）までに委託者に提出する。

5 実施に当たっての確認事項

- ・本事業に関する調査のために実施した各種テスト等、児童の学力に関する情報については、委託者に帰属する。
- ・本事業の効果検証を行うため、委託者が第三者機関に評価を依頼し、評価テスト結果の分析及び授業の録画、授業観察等を行うこととする。受託者である塾は、本検証に協力すること。

6 事業の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、業務を行うに当たり、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務遂行に当たり、事業の実施体制を整備するとともに、その内容、費用、スケジュール、実施場所について、委託者と協議・調整を行うこと。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に再委託、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができる。
- (4) 受託者及び本事業に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本事業を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年号外法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合はその都度委託者と協議して決定する。
- (7) 受託者の委託業務の実施による進捗が本事業の趣旨と離れている場合は、本事業の中止も含め、今後の実施について委託者と協議することとする。

7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額等とする場合がある。
- (2) 業務内容を遂行する上で必要な技術支援の研修は、事前に受託者が責任を持って行うこと。
- (3) 業務で使用するPC機器・ネットワーク環境等は受注者が準備すること。
- (4) 業務に係る交通費・出張費等は受託者の負担とすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。